

『健康食品等の送りつけ商法110番』

～頼んでいない健康食品等の商品が送りつけられたことはありませんか?～

申し込んでいないのに「商品を送る」と強引に電話を掛け、受取を拒否しても執ように勧誘し、商品を送りつけ、代金を請求するといった健康食品等の販売に係る相談事例が急増しています。

このため、京都市、京都府、京都府警が連携して、休日に電話による集中相談を実施します。

被害にあわれた方や心当たりがある方は、一人で悩まず、まず御相談ください。

1 電話相談日時

◆ 平成25年8月3日(土)、4日(日)

◆ 午前10時～午後4時

2 当日の電話番号 075-256-0800

3 本件に関するお問合せ先

京都市消費生活総合センター 電話 075-256-1110

京都府消費生活安全センター 電話 075-671-0030

京都府警察本部生活経済課 電話 075-451-9111(内3367)

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

